

## 知多市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知多市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の候補者（以下「候補者」という。）を選考するため、知多市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び任務)

第2条 選考委員会は、農業委員会の求めにより設置し、知多市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年知多市条例第5号）、知多市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱（平成28年知多市農業委員会告示第2号）に基づき、候補者の選考を行い、農業委員会に報告するものとする。

2 選考委員会は、候補者の選考に当たり、推薦を受けた者及び応募した者について、必要に応じて関係者からの事情聴取、活動歴等の調査、面接その他適当と認める方法による調査を行うことができるものとする。

(委員)

第3条 選考委員会は、農業委員会の指名した委員又は推進委員5名をもって組織する。ただし、推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者を除く。

(委員長及び副委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、委員長は選考委員の互選により定める。

2 選考委員会に副委員長を置き、委員長の指名する者をもって充てる。

(職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、推進委員の委嘱の日までとする。

(会議)

第7条 選考委員会の会議は、農業委員会の求めに応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 選考委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。